

午後1時00分 開会

傍聴人5名入室

【河崎会長】 本日が3回目の協議会となる。1回目は設置要領等について協議し、要領には「主権を有する市民の負託に的確にこたえる議会基本条例案を策定する」という設置目的を明記した。2回目は各委員に抱負を述べてもらい、今後の進め方などを協議し、各会派から議会基本条例に盛り込む要素を提出してもらうこととなった。

本日は、地方自治法の議会に関する定義等及び一部改正情報について、これから条例を作るにあたり必要な知識であるので、事務局に説明してもらう。その後、各会派から提出された要素案について、各会派からコメントをいただく。

本協議会は傍聴者が発言を希望されれば指名させていただくので、何かあれば挙手をお願いしたい。

1. 地方自治法の議会に関する定義等及び一部改正情報について

【河崎会長】 事務局に説明を求める。

※議事担当係長から資料1に基づき、憲法第92条から第94条まで及び地方自治法第89条から第100条までを説明。

【河崎会長】 解説資料の配付をお願いしたい。

【議事担当係長】 各委員に後日配付したい。

【河崎会長】 藤沢市議会などで100条委員会が設置されているが、本市議会で設置されたことはあるのか。

【議事担当係長】 記録に残っている限りでは、設置された事例はない。

【中村副会長】 自治法第99条に規定する意見書は、裁判所には提出できない解釈でよいか。

【議事担当係長】 想定されていない。

【窪議員】 自治法第97条に「予算について、増額してこれを議決することを妨げない」と規定されているが、減額はできないということか。

【議事担当係長】 減額修正は可能である。増額の場合は長の予算提出の権限を損ないやすいところから詳しく規定されていると理解している。

【窪委員】 減額修正について、なぜ規定されていないのか。

【議事担当係長】 減額修正は当然できる。増額修正は禁止されていた経過もある。そういうことを踏まえて、増額修正について特に規定していると承知している。

【窪委員】 例えば首長が一般会計から特別会計への繰出金を行わない予算提案をした場合、議会が繰出金の項目を設けることは、第97条に抵触するのか。

【議事担当係長】 予算の款や項に、新たに1項目設けることは提出権を妨げる恐れがある。従来組んでいる事業の増減は、額の多寡による財源手当等個々の判断になる。

【窪委員】 財源が積立金を取り崩すことにより担保されていれば、首長の権限を妨げるものではないと理解してよいか。

【議事担当係長】 そのとおりである。

【窪委員】 病院事業会計において、法律に定めのない繰出金を議会で増額して議決で

きるか。

【議事担当係長】 他の予算編成に影響を与える規模の額かどうかにもよる。個別具体的に見ていかないと判断は難しい。

【窪委員】 さまざまな状況を踏まえて議会で判断するという事なのか。

【議事担当係長】 提出者が判断して修正案を出すことになる。それが可決されると長には再議制度が用意されているので、執行が難しいということであれば、もう一度議決を求められることも考えられる。

【井上委員】 長が提出する予算の項目をふやしたり減らしたりすることはできないということか。組み替え動議のような手法であれば可能なのか。

【議事担当係長】 予算の款や項という大枠の部分に項目を追加することは提出権を妨げるが、既存事業の増減であれば別の基準で、例えば額が莫大であったときに予算を執行できるか、提出権を妨げないか等の判断になる。

組み替え動議は、長に措置を求める動議であり、予算の修正という行為とは性質が異なる。

【河崎会長】 自治法第 96 条第 2 項の規定により条例で定めれば、市の定める重要な計画などを議決事項にすることができることでよいか。

【議事担当係長】 そのとおりである。

【中村副会長】 自治法第 100 条第 12 項に「会議規則に定めるところにより」と規定されているが、同項で規定している「協議又は調整を行うための場」は、議会基本条例で規定することは可能か。

【議事担当係長】 条例は法律の範囲内で制定することができるので、基本条例に直接規定すると法令違反の恐れがある。

【中村副会長】 会議規則で、基本条例に委任すると規定できないか。

【議事担当係長】 この場ではお答えできない。

【窪委員】 自治法第 100 条第 12 項は、議運についての規定か。

【議事担当係長】 議運については、「第 5 節 委員会」で別に定めがある。この項で想定されているのは、代表者会や議会報編集委員会、全員協議会などである。

【窪委員】 現在非公式となっている会議について定めている条文なのか。

【議事担当係長】 そのとおりである。

【大波委員】 議員提出で条例を作った場合、予算措置ができないとの理由で拒否されることはあるのか。

【議事担当係長】 議員の条例提案権は、予算の見通しを完全に持っていなくてもできるという解釈がある。ただし、執行の見込みが立たない場合は、再議制度により再度議決を求められる場合がある。

【河崎会長】 残りの部分の説明を事務局に求める。

※議事担当係長から資料 1 に基づき、地方自治法第 101 条から第 138 条までを説明。

【議事担当係長】 続いて、平成 18 年以降の地方自治法の議会関係規定の改正経過について、説明する。

平成 18 年の改正は、議長への臨時会招集請求権の付与、委員会の議案提出権の創設、専門的知見の活用、議員の常任委員会所属制限数の撤廃、閉会中の議長による常任委員等の選任、電磁的記録による会議録の作成などである。

平成 20 年の改正は、議会活動の範囲の明確化、協議又は調整を行う場の設置、議員の報酬に関する規定の整備などである。

平成 23 年の改正は、議員定数の法定上限の撤廃、議決事件の範囲の拡大、議会事務局を含む行政機関等の共同設置、全部事務組合等の廃止、地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止（基本構想の策定義務等）などである。

平成 22 年 1 月には、地方行財政検討会議が総務省に設置され、議員内閣制が検討されるということで報道された。1 年間かけて検討がなされ、地方自治法の抜本改正の考え方が示されたが、考え方を示したあとは開催されていない。現在は地方制度調査会が大都市制度などを検討しており、協議の場も従来の地方制度調査会に移ってきているようである。

※議事担当係長から資料 1 に基づき、平成 24 年の地方自治法改正案について説明。

【赤嶺委員】 現在議長が議会を開催しようとした場合、開催できる体制なのか。

【議事担当係長】 今回の改正案が成立すれば、その体制ができる。

【赤嶺委員】 現状は、議運の議決を経て、市長に請求することになるのか。

【議事担当係長】 現在はそのようになるが、改正により議長に招集権が付与される。

【赤嶺委員】 現状は、議運で議決されなければ、議長は請求できないのか。

【議事担当係長】 議運での過半数議決がなければ、議長は請求できない。

【山田委員】 会期内であることが前提か。

【議事担当係長】 定例会は条例で年 4 回と規定されている。今のケースは臨時会の場合である。

【山田委員】 通年議会という考え方があるが、通年議会でなくても臨時会の招集ができるようになるのか。

【議事担当係長】 そのとおりである。

【中村副会長】 議会基本条例の制定に当たり、地方自治法以外で考慮しなければならぬ法律があれば、政令、通知等も含めて、議論の過程で教えてもらいたい。

【議事担当係長】 研究しておきたい。

【河崎会長】 今回の改正案は既に国会に上程されていることでよいか。

【議事担当係長】 そのとおりである。

【河崎会長】 改正案には、大規模な公共施設を作るときに住民投票という規定は入らなかったのか。

【議事担当係長】 早期の段階では入っていたが、国会に上程する段階では、削除されていた。

【窪委員】 臨時会の招集について、首長との間で紛糾した場合、議会の中にも首長の主張をよしとする議員もいる。議会運営のあり方は全会一致を原則としていかないといけない。対応は慎重に検討していかなければならない。

【大波委員】 改正案は成立する見込みなのか。

【議事担当係長】 国会運営が順調にいけば今国会で成立の見込みと聞いているが、政局にもよるので見通しはわからない。

【窪委員】 議会運営については自治法の規定に基づき議運で決めるが、代表者会の意向を無視しないというのが今までの本市議会の実態である。第 100 条第 12 項では、代表者会でも議会の運営に関し協議又は調整を行うことができるという規定になっており、

事務局はどういう見解を持っているか。

【議事担当係長】 第 109 条の 2 第 4 項で議運の審査事項が規定されており、本市議会では同項第 1 号と第 3 号は、決定は全会一致を原則とすることが定められている。

同項第 2 号には臨時会の請求も含まれるが、同号は多数決が適用される。

代表者会と議運の関係では、本市議会の自律権の中で合意を図りながら運営されていくべきものと考えている。

【窪委員】 第 109 条第 2 項で「議員は、少なくとも一の常任委員となる」と規定されているが、以前、予算決算特別委員会を設置し、できるだけ多くの議員が参加すべきとの提案があった。この規定により重複して常任委員会に所属できることでよいか。

【議事担当係長】 考え方はそのとおりであるが、この改正がなされたときに本市議会でも検討したが、予算決算を分割付託する現在の形のほうがよいとの意見もあり、全会一致とはならず現在の形となっている。

【窪委員】 できるだけ多くの議員が予算決算の審査に参加することが求められている。今後の課題として、本協議会で協議されたい。

【河崎会長】 各会派から提出された基本条例に盛り込む要素案の中に含まれている。その項目で検討していきたい。

【窪委員】 第 138 条第 5 項で「事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する」と規定されているが、実際に議長の権限は及んでいるのか。

【事務局長】 人事権は議長にある。

【窪委員】 事務局長、次長を誰にするのかは議長の権限と理解してよいか。

【事務局長】 人事権の部分であり、詳細は事務局では答える立場にない。

【木村議長】 事務局長については議長が評価する機会がある。

【河崎会長】 地方自治法の議会に関する定義等及び一部改正情報については、以上のとおりでよいか。

全 員 了 承

2. 議会基本条例に盛り込む要素案及び各会派からの議会改革に関する提案について

【河崎会長】 各会派から提出された議会基本条例に盛り込む要素案が資料 2 である。各会派から少しコメントをもらいたい。

【中村副会長】 新政クラブは 11 項目ある。

1 の通年議会を採用すれば、一度招集して閉会しなければ、議会は必要に応じ、いつでも再開することができるので、主体的に議会を開くことができる。

2 は、現在の一般質問は一括質問、一括答弁が主流であるが、3 月定例会で井上委員がこの項目を意識し一問一答を実践したが、わかりやすい。他の市議会でも行っているところが多い。答弁は原則市長が行い、部長答弁は議長の許可を得てとする。それと対比して、行政に反問権を付与する。

3 は、現在代表者会でいろいろと決めているが、そんなに大きい議会ではないので、基本的には全員協議会にて多数決で決めていく形としたい。

4 は、現在の予算決算審査は 4 常任委員会に分割付託であるが、全体について皆で審査する。決算は現在 9 月定例会で審査しているが、終わってしまったからの審査ではど

うしようもないので、中間時点でも審査を行う。

5は、具体的には議会費をもっと多くとるということである。具体的割合を規定したいが、長の予算提出の権限を損ないかねないので、そこまでは提案していない。なぜ増額かという、6の議会が直接採用する法制職員を雇用したいからである。自治法には職員の任命権は議長にあると規定されているが、実際には好きに雇用できるわけではない。議会が法制を勉強してきた人材を専属で直接採用すると議会費の増となるので5と合わせて盛り込みたい。また、議会報のA4版化やホームページの充実も盛り込みたい。

7のペーパーレス化は複数の議員が述べており盛り込みたい。

8は、国政については憲法の前文で「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」と積極的に間接民主主義を採用していることが書かれているが、地方自治については間接民主主義が前提なのか、直接民主主義が前提でそれを補完する意味での間接民主主義なのか明確に規定されていない。議会基本条例で間接民主主義としての二代表制と明記したい。

9は、どうしても議員対行政という話が多いので、もっと議員同士での議論を活発にすることを会議規則との関係も含めて検討したい。

【二見委員】 10については、例えば現在、大和駅東側第4地区でいろいろ質問が出ている理由の一つが、説明不足により、いまひとつわかっていないからということがある。そのため「市長による政策の形成過程の説明」を提案した。

8については、現状、議員個人対行政となっている。議員同士でしっかりまとめて、行政ときちんと対峙し、よりよいものを作っていくたい。

【井上委員】 11の出張委員会は、県で検討している開かれた議会の取り組みの1つである。議会が終わってから各地で報告会をするよりは、常任委員会の活発な議論をそのまま見せるほうが、より市民に対しては、議会がわかりやすいのではないか。例えば総務常任委員会はずきみ野学習センターで、厚生常任委員会はイコーザで開催するという提案である。

【山田委員】 公明党は、基本コンセプト「住民本位の政治」として、二代表制をしっかり確立していきたいが、市長側も議員側も、住民の代表としてしっかり意見を聞いて出てきているという一番基本的な部分を見失わないようにしたい。住民のよりよい生活のための二代表制であり、対立するためのものではない。原点に常に帰りながらやっていきたいとの思いで挙げている。

1の通年議会は、時間がないから専決処分ということが間々あるが、常に開会中であり、議長が必要に応じて招集できるので、こういうことがなくなる。

2は、現状では市民と議会は遠いイメージがある。

議会報告会は強い意見を持っている同じ方ばかりが来るのではなく、関心がない方の意見を聞けるような工夫をしていきたい。

休日議会は、土日しか休みでない市民はたくさんおり、土日を休会日にしないで開催できるようにしてよいのではないか。

出前議会は、井上委員が説明された出張委員会と考え方は同じで、こちらから出かけて行って議会を開催するという考え方もあってよいのではないか。

情報の公開は現在もかなり進めてきているが、インターネット中継も含めて情報の公開をしっかりやって、市民の方にも知ってもらい参加してもらいたい。

3の反論権は、しっかり論議が深まるように、市長に反論権を付与してはいかがか。

【河崎会長】 反問ではないのか。

【山田委員】 反問だと逆に質問できるが、反論である。

【河崎会長】 議員が要望や批判をして終わるのではなく、それに対して市長が異議を言えるということか。

【山田委員】 その様なことも言えて論議が深まる。

議会活動サイクルは、しっかりとセルフアセスメントを行い、委員会等で質疑していくということである。

5、6は、議員力向上は大事であり、政策立案していく能力がなければ住民の声を生かしていくことはできない。議員研修の充実強化も含めて検討していきたい。それを補佐する事務局の充実強化もやっていきたい。

7は、継続的な検討は条文に入れておいたほうがよい。社会状況は刻々と変わる。基本条例を作って終わりではなく、実情を見ながら見直しができるようにしたい。

【古谷田委員】 大和クラブは、市民に開かれたわかりやすい議会、市民のための議会との考え方である。

市民から議員は普段何をやっているのかとの声が多い。毎月会議を開催し、話し合っ
て決めていくことも大事である。

議員としての活動は、各自が行ってはいるが、議会として自治会館など市民に身近な
場所で議会報告会を行うことも大事である。

基本条例の改正や議会改革は、その都度必要があれば、研究会等で検討していくこ
とが必要である。

議案に対する賛否の公表は、議会だよりやホームページで議員ごとの賛否を公表し
ていきたい。

議員間の自由討議は、議員相互の活発な討議により議員間で議論を尽くすことを求め
ていきたい。

政治倫理として、市民の信頼を得る議員としての志や資質を向上していきたい。

現在、大和市議会災害対策本部をどうするのか、代表者会で話し合われている。災害
時に議員としてどう振舞うのか、条文として入れておきたい。議員は災害時に市民から
行政の情報を聞かれ、わからないというわけにはいかない。地域に情報を伝えていく中
でどういうことをすべきかを条文化したい。基本条例に盛り込んでいる自治体もある。

【河崎会長】 神奈川ネットワーク運動は、項目ごとに要素を列記した。基本的に最高
レベルの条例にしたいとはあまり思っていない。絵に描いた餅で飾ってある条例ではな
く、活用される基本条例にしたい。

前文には3項目記載している。

条例の位置づけで、最高規範性を持たせたいと記載しているが、最高規範性があると
改正しづらい部分もあり、強くこだわってはいない。

議会の役割、活動原則は、議会の基本的な機能や市民参加やわかりやすい議会とい
うところでは、これまで各党派の方が説明していたようなことをイメージしている。

議員の責務や活動原則は、市民の方々の意見を常に把握したり、研鑽に励んだり、説
明責任があったり、議決の責任というようなどころであり、その中で市民の方々に奉仕
する者であるということがある。

会派に関しては、いろいろ疑問を持つ市民もいるところだが、「会派形成できる」という、できる規定を想定している。

市民参加や説明責任は、意見交換会や議会報告会などの位置づけ、陳情や請願の位置づけや受付範囲、審査を留めることの議論をしていく必要がある。陳情者などの意見陳述や説明機会の保障を、休憩時間ではなく会議の中でしていくべきである。

会議や情報の公開は、会議は原則公開とするが、代表者会は悩ましいところである。

委員会は、特に請願・陳情の審査においては、議員間の討議を活発にするため、市の職員の出席制限を行うべきときではないか。

行政政策等の形成過程の説明、行政評価は、新政クラブから提案があったとおりである。議会の議決事件を増加し、大事な計画などは議会で議決できるようにしたい。議会としての行政評価の実施も議論したい。

分かりやすい議会運営は、反問権は市長側のスタッフと議員側のスタッフの圧倒的な優劣もあり、質問の趣旨の確認程度としたい。

議会と改革の監視機能は、必ずしも必要と確信しているわけではないが、こういうことも議論していきたい。

【赤嶺委員】 明るいまらい・やまとは、大きく4項目で提案している。提案のほとんどは、他の市議会でも取り入れられ運営されているものである。説明が必要と思われる箇所を説明する。

議員間討議が重要なのはもちろんだが、会期中や委員会等がない限り、議員が全員登庁することはない。まずは議員が集まらないと討議はできないので、議員が市役所にいる日を設定してはどうかと提案している。

最高規範性に関しては、他の自治体でもかなり議論されているが、議会基本条例が最高規範である理由がない限り、そうする必要はないと考え、最高規範性の削除を提案している。

議員が変われば考え方も変わる。改選ごとに基本条例を見直すことを盛り込んではどうかと考えている。

【山本委員】 みんなの党大和は、大きく3つの柱で記載した。

二元代表制を担う議会の確立は、市職員に質疑して云々ではなく議員だけで議論し、議会としての意見をしっかりと行政にぶつけることができるような制度をつくっていかなければならないと考えている。

市民の皆さん方から広く意見を聞く場をできるだけ設けるは、定例会ごとに議会報告会、意見公聴会、あるいは終わった後ではなく議会が始まる前にも市民に直接意見を聞くことを実施する。陳情・請願の提出者は、現在は委員会において、委員長の判断で休憩して意見陳述をしていただく形もあるが、正式な制度として明記したい。名古屋市議会などで行っているが、希望する市民が直接議場で意見表明する場を設ける。

市民の皆さん方への情報公開をしっかりと行うは、基本的にすべての会議を公開とし隠すことは何一つない状態としたい。インターネット、出張委員会等いろいろな手段で少しでも多くの方に議会を知ってもらいたい。正副議長選挙の所信表明会は、所信表明の時点から情報を伝えるために行うべきである。公職選挙法の規定が適用されているので、要綱を定めるという他市議会で行っている形でもよいと考えている。

これらのことを実施しようとする今この会期では日数、時間が足りないのでは、擬似通

年議会という形にして、議会が常に開かれている形でやっていくべきと考える。

【大波委員】 無所属は、議会基本条例は今年度中に制定できるよう進めてもらいたい。

議会運営については、すべての議員が一堂に会するような委員会ということで、予算・決算特別委員会を設置してほしい。

議員の発言が、一般質問では現在 30 分であるが、時間を延長してほしい。

議員の機能強化は、議員力がないといろいろな面で問題があるので、3 項目記載している。

議場の在り方は、議員と市長のやりとりの関係では、1 対 1 の対面式はお金がなくても直ぐにできるということや、現在議会では発言だけで理解を求めているので、パワーポイントや電子機器を使った形で、わかりやすい状態の議会内容にすべきである。

議長等については、その人が何をしたいのかはっきりとわかるような形で所信表明をやっていくべきである。

議会だよりの刷新は、もう少しわかりやすい発信体制を考えるべきではないか。

市長と議会の関係では、議員も市長も二元代表制をもう少し理解していただく体制を考えるべきである。市長側は情報等あらゆるものを圧倒的に持っており、議員に与えてくれない状態がある。それが改善される内容を盛り込むべきである。

【河崎会長】 日本共産党からは今回提出がなかったが、何か言及することはあるか。

【窪委員】 以前に提出したとおり（資料 3 に記載）である。

【河崎会長】 今後の進め方であるが、各会派から出された要素をある程度項目ごとに分類して、項目ごとに議論をしていく形で進めたいと思うがどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 項目の議論が終わった後、議論内容と到達点で条文化をしていく。その条文を見て、点検しながら次の項目の議論に移っていく。この場合、通しで条例の案文ができたときに多分そごが生じてくるので、全体として見直していく。このような手法でどうか。

【大波委員】 神奈川ネットワーク運動からの提案のように、一つの筋道があって、その中で、この項目は各会派からこういう提案が出ているという形にしないと、何からやっていくのかが見えない。

【河崎会長】 事務局では、どのようにまとめることを想定しているか。

【議事担当係長】 類似性を持つ項目を名寄せしていく。大波委員が例えを出されたが、項目に沿って並べていくのも一つの考え方である。全国的にもかなり議会基本条例ができていの中で、標準的な構成が書かれた書物もあるので、それも加味しながら案として次回提示したい。

【河崎会長】 説明のとおりでどうか。

全 員 了 承

【井上委員】 他会派から興味のある内容の提案が出てきている。今質疑をしたいが、項目をまとめた上で、議員同士で活発な議論ができるという解釈でよいか。

【河崎会長】 ある委員が前文について質疑し、ある委員は反問権について質疑するといった具合になると、議論が収拾しないので、そのようにしたい。

3. その他

【河崎会長】 その他として、何かあるか。

【議事担当係長】 次回は、4月27日(金)午後1時から委員会室にて開催となるので、よろしく願いしたい。

【大波議員】 代理出席は可能か。

【河崎会長】 可能である。

一つ情報提供であるが、厚木市議会が議会基本条例は未制定であるが、5月に議会報告会を開催するとのことである。5月13日に荻野運動公園の会議室で、18日に19時半から厚木市文化会館で行うとのことである。18日に見に行こうと思っている。

【山本委員】 13日は何時からか。

【河崎会長】 ホームページに掲載されている。

本日はこれで終了となるが、傍聴の方々から感想等はあるか。

【傍聴人】 今回傍聴に来た理由であるが、一緒に来た仲間は地元の組織の会長、役員を兼務している。私の地元でいろいろな問題が起こっていたので、アンケートをとったところ、上位項目の中で、行政や議会のあり方に対する要望、不満があった。組織を導くものとして、アンケートを鵜呑みにして、先入観や勉強不足の状態では行政や議会のあり方を見てはいけないと考えた。したがって、最近、一般質問もかなり傍聴した。行政や議員の苦勞する姿や議会のあり方を我々も勉強した上で、地元の組織をリードしていく義務がある。誤った方向に導かないためにも、本日のような議員同士で協議している姿をよく頭に入れた上で、組織を導く必要があると考え傍聴した。いろいろ参考になった。今後も機会があれば傍聴したい。

【河崎会長】 ほかになければ、本日は閉会する。

午後3時02分 閉会